

30生福6717号
平成31年3月25日

各介護職員初任者研修事業指定事業者様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

福島県介護職員初任者研修事業実施要綱の改正について(通知)

本県の介護職員人材の育成につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、下記のとおり「福島県介護職員初任者研修事業実施要綱」を改正しましたのでお知らせします。研修事業の円滑な実施について特段の御配意をお願いいたします。

記

1 改正点

生活援助従事者研修が創設されたことにより、国の取扱細則に従い、従来の「福島県介護職員初任者研修実施要綱」を「福島県介護員養成研修事業実施要綱」に改正し、条文の内容、別紙及び様式について見直しを図った。詳細は「新旧対照表」のとおり。

2 改正後の要綱等

改正後の「福島県介護員養成研修事業実施要綱」全文及び別紙、様式等については県高齢福祉課のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードをお願いします。

リンク先：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kaigoinyouseikenshu.html>

(福島県ホームページ→ 組織から選ぶ → 保健福祉部高齢福祉課 → 介護員養成研修事業)

(事務担当 高齢福祉課 主事 松本 電話 024-521-7197)